

コーポレート・ガバナンス

OKIグループは、多様なステークホルダーの信頼に応え、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図ることが経営の最重要課題であるとの認識にたち、「経営の公正性・透明性の向上」「意思決定プロセスの迅速化」「コンプライアンスの徹底およびリスク管理の強化」を基本方針として、コーポレート・ガバナンスの強化に取り組んでいます。

コーポレート・ガバナンス体制

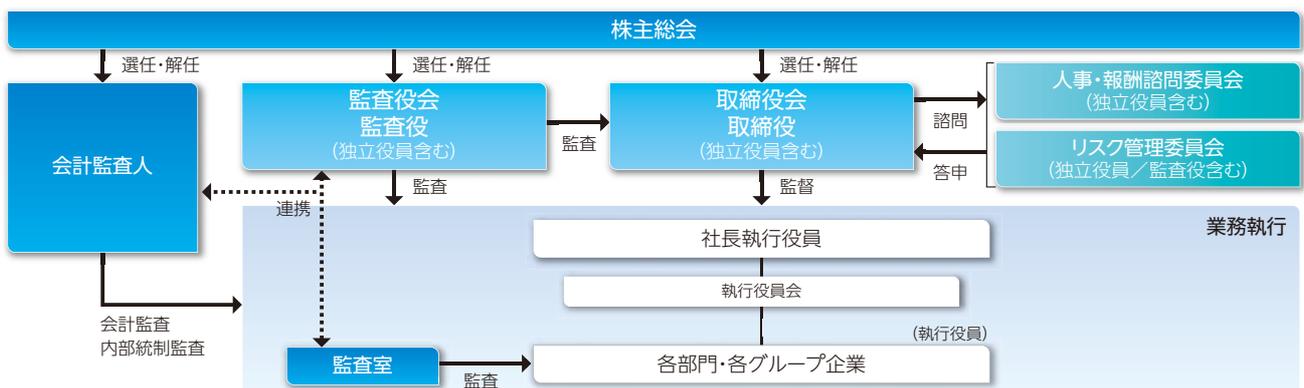
OKIは監査役設置会社として取締役会および監査役会を設置するとともに、執行役員制度を導入し、業務執行と監督の分離による意思決定プロセスの迅速化を図っています。また独立した客観的な立場から実効性の高い監督を行うため、複数の社外取締役を招聘し、人事・報酬に関わる任意の委員会を設置するなど、経営の公正性・透明性の向上に努めています。監査役・監査役会による客観的な監査に加え、社外取締役を含むリスク管理委員会の設置などにより、コンプライアンスの徹底およびリスク管理の強化に取り組んでいます。

取締役会および監査役会

取締役会は原則として月1回開催するほか、必要に応じ臨時に開催し、経営の基本方針など重要事項の決定と業務執行の監督を行っています。取締役会は8名で構成され、うち2名を独立性の高い社外取締役とすることにより、経営の公正性・透明性の向上を図っています。なお、事業年度ごとの経営責任をより明確にするため、2015年6月24日開催の株主総会決議により、同株主総会およびそれ以降に選任される取締役の任期を1年としています。

監査役会は4名の監査役で構成され、うち2名は独立性の高い社外監査役です。監査役は、監査役会で決定した監査方針、方法等に基づき、取締役会その他の重要な会議への出席、取締役などから受領した報告内容の検証、会社の業務および財産の状況に関する調査などを行い、社外取締役、および内部監査部門である監査室や会計監査人との緊密な連携のもと、取締役の職務の執行を監査しています。

コーポレート・ガバナンス体制



執行役員制度

OKIは、取締役会で決定された経営方針に基づいて業務を執行する執行役員を設置することで、業務執行と監督を分離し、意思決定プロセスの迅速化を図っています。さらに、社長執行役員の意思決定を補佐する機関として、執行役員会を設置しています。

任意の委員会の活用

OKIは、役員の選任および役員報酬の決定に関わるプロセスの透明性を確保するため、任意の委員会として人事・報酬諮問委員会を設置しています。同委員会は社外取締役を主要な構成員とし、取締役・執行役員等の選解任ならびに報酬体系・水準などについて客観的な視点から審議のうえ、取締役会に答申を行います。

さらに、業務執行に伴うリスクを把握し的確に対処するため、社外取締役および監査役をアドバイザーとするリスク管理委員会を設置し、コンプライアンスの徹底およびリスク管理の強化を図っています。

内部統制

OKIは会社法および会社法施行規則に基づき「内部統制システム構築の基本方針」を定め、業務の適性を確保するための体制を整備しています。また、金融商品取引法に基づく内部統制報告制度に対応して内部統制報告書を関東財務局へ提出し、財務報告に係る内部統制の有効性に対する評価結果を開示しています。